

株 主 各 位

栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

グランディハウス株式会社

代表取締役社長 林 裕 朗

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご出席に代えて、郵送（書面）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する方法もございますので、ご検討いただくようお願い申し上げます。この場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページに記載の方法により、令和4年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 令和4年6月29日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時） |
| 2. 場 所 | 宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間
感染防止のため、間隔をあけた座席配置を検討しており、上記会場が満席となった場合は、同ホテル内の別会場にご案内させていただく可能性がございますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第31期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の額及び算定方法改定の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

【総会にご出席される場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

【郵送（書面）で議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法で議決権を行使される場合】

3 ページの「電磁的方法による議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.grandy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(株主の皆様へのお願い)

- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用してご来場を賜りますようお願い申し上げます。
- ・受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、入場前に手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。また、非接触型体温計による検温にご協力をお願いする場合がございます。
- ・感染拡大防止の観点から、体調不良とお見受けした場合や、マスク着用等にご協力いただけない場合はご入場をお断りすることがございますのでご了承をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び関係者は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.grandy.co.jp/>) 内においてお知らせいたします。

＜電磁的方法による議決権行使について＞

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

② インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ インターネットによる議決権行使は、令和4年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって2度にわたる緊急事態宣言が発出されるなど厳しい状況が続きました。国内景気は、令和3年10-12月期の実質GDPが2四半期ぶりのプラス成長となるなど、景気の持ち直しも期待される状況となりましたが、本年2月からのロシアによるウクライナ侵攻を受けて、各国のロシアに対する経済制裁の影響が懸念されることとなり、先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界においては、コロナ禍における生活様式の変化を背景とする住宅取得意欲の高まりや住宅取得支援策、低金利の継続等により、新設住宅着工戸数は感染症拡大前の水準に向けて、緩やかな持ち直し基調が続きました。

このような状況の中、当社グループにおいては昨年8月公表の第三次中期経営計画（令和4年3月期～令和6年3月期）において、「新築住宅販売事業の持続的な成長に向けた事業基盤の強化と事業エリアの拡大」、「住宅ストック事業の規模拡大、新築住宅販売事業との相乗効果の最大化」及び「サステナビリティ（ESG）課題への対応強化」との基本方針を掲げ、さらなる企業価値の向上と事業の拡大に取り組んでまいりました。

コア事業の新築住宅販売では、創業30周年記念キャンペーンなどの販売促進策を実施し、本年2月には累計販売棟数が2万棟を超えることとなりました。重点エリアの埼玉県エリアにおいては、埼玉支社の新社屋（さいたま市緑区）が竣工となり、生産販売体制の基盤強化に取り組みました。また、ふじみ野支店（富士見市）において東京都内では初めてとなる練馬区西大泉での分譲を開始しました。神奈川エリアでは株式会社プラザハウスにおいて、当社ブランドの下で事業拡大を加速すべく商号変更を実施しました。一方、住宅ストック事業の中古住宅販売では、販売棟数の拡大に向けて、仲介業者との連携の強化や、積極的に競売物件の入札に参加するなど、商品在庫の充実に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高、利益とも過去最高となり、売上高は548億84百万円（前期比16.4%増）、営業利益は40億22百万円（前期比74.9%増）、経常利益は38億10百万円（前期比81.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億83百万円（前期比49.8%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 不動産販売

新築住宅販売では、引き続きお客様と社員の安心と安全を第一に、感染防止対策の徹底や非接触型の営業活動に注力するとともに、事業エリアの拡大と既存エリアの深耕に取り組みました。この間、本年2月に当社グループの新築住宅の累計販売棟数は2万棟を達成しました。

事業拡大の重点エリアである埼玉県と神奈川県の様子は次のとおりです。

埼玉県においては、昨年10月にショールーム機能を併設する埼玉支社の新社屋（さいたま市緑区）が竣工し、4月に開設したふじみ野支店（富士見市）と合わせ、県中央から西部エリアにおける生産・販売体制の強化を図ってまいりました。12月には、ふじみ野支店の所管で、東京都内では初めての分譲プロジェクトとなる練馬区西大泉（全21区画予定）の第1期販売「～桜～大泉学園」（全4区画）の分譲を開始したことで、関東全都県での販売がスタートしました。

また、神奈川県においては、M&Aにより子会社化（令和元年7月）した株式会社プラザハウスにおいて、事業拡大に向けた人材の増強と自社施工物件の生産・販売体制の強化を進めたほか、PMI（M&A後の統合）の最終段階として、当社のグループ企業であることを明確化しブランド力の向上と業容の拡大を加速すべく、本年3月、「神奈川グランディハウス株式会社」への商号変更を実施しました。

商品面では、コロナ禍による住環境に求めるニーズの変化に対し、新生活様式に対応した商品の開発や子育て世代に配慮した付加価値の高い商品づくりに努めてまいりました。また、サステナビリティへの意識の高まりに対して、全棟ZEH採用の大型分譲地「ソラタウンつくば松代」（全96区画 茨城県つくば市）等の販売を開始するなどの取り組みを行ってまいりました。本年2月に公表された「2022年オリコン顧客満足度調査建売住宅ビルダー北関東部門」において、「住宅構造・設計」「住宅設備」「デザイン」などの全調査項目で1位となり、3年連続で総合1位を獲得しました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度の販売棟数は、過去最高の1,510棟（前期比124棟増）となりました。

中古住宅販売では、コロナ禍において中古住宅への需要は高く販売価格は上昇傾向で推移しました。一方で、仕入面では競合が激化しており、この中で仲介業者との連携の強化や、積極的に競売物件の入札に参加するなど、商品在庫の充実に努めてまいりました。これらの取り組みにより、当連結会計年度の販売棟数は、148棟（前期比11棟増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における不動産販売の売上高は510億24百万円（前期比15.3%増）、セグメント利益は32億72百万円（前期比88.7%増）となりました。

② 建築材料販売

建築材料販売では、「ウッドショック」と呼ばれる輸入木材の流通不足と価格高騰が落ち着きつつあるものの、一方で合板など国産材での品不足や最高値の更新など厳しい状況が続く中、令和4年3月期（自令和3年4月至令和4年3月）の新設木造住宅着工戸数は、本年2月を除く各月において前年同月比で増加となるなど好調に推移しました。一方で、原材料の調達においては「ウッドショック」による世界的な木材価格の上昇が落ちつきつつあったところに、2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻に対し、各国の経済制裁にロシア材が加わったことで、先行き不透明な状況が続くこととなりました。

このような状況の中で、サプライチェーンの強化による量的確保と、受注価格の適正化に取り組んだことなどにより、前期と比べ増収増益となり、当連結会計年度における建築材料販売の売上高は35億77百万円（前期比35.4%増）、セグメント利益は4億5百万円（前期比80.7%増）となりました。

③ 不動産賃貸

不動産賃貸では、主要の宇都宮エリアにおける賃貸オフィス市場は、新規需要や立地改善等の動きで空室が消化される傾向があるものの、立地が劣る物件や設備更新が遅れている物件は空室が長期化するなど二極化が進んでいます。パーキング市場では、新型コロナウイルスの影響が薄らいできているものの、飲食店関連の需要の高いエリアなどは依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、賃貸資産の増加や既存資産の稼働率向上に取り組んだことで、前期と比べ増収となりましたが、利益は定期修繕の前倒しなど管理費用が増加したことで減益となりました。当連結会計年度における

不動産賃貸の売上高は2億82百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は1億18百万円（前期比23.1%減）となりました。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しており、上記の前連結会計年度との比較分析については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で行っております。

2. 対処すべき課題

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化やロシアのウクライナ侵攻に対する各国の経済制裁等による資源の不足と価格高騰、電力不足や株価の低迷などが、国内需要に与える影響が懸念され、景気は先行き不透明な状況が継続すると予想されます。このような中、住宅市場はコロナ禍での生活様式の変化や政府等の住宅取得支援策と低金利の継続が見込まれ、首都圏を中心に住宅取得意欲が高い状態が継続するものと見通しています。

このような事業環境の中、当社は、第三次中期経営計画（令和4年3月期～令和6年3月期）において、感染症の影響で大きく変化している経営環境を当社グループが大きく成長するための機会ととらえ、引き続き持続的な成長のための事業基盤強化に取り組むこととし、重点エリアに位置付ける首都圏における生産体制・販売体制の強化、事業拡大のための人材確保と優良な分譲用地の量的確保、住宅ストック事業の拡大、サステナビリティへの対応強化等の課題に取り組んでまいります。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額の総額は、7億79百万円であります。

取得した主要な設備は次のとおりであります。

- ・不動産販売セグメント
事業用建物（グランディハウス株式会社）
- ・不動産賃貸セグメント
事業用土地（グランディハウス株式会社）
事業用建物（グランディハウス株式会社）

4. 資金調達の様況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として187億78百万円の調達を行いました。この他、社債の発行により10億円の調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と総額212億93百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は96億23百万円であります。

5. 重要な組織再編等の様況

該当事項はありません。

6. 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区 分	第28期 (平成31年3月期)	第29期 (令和2年3月期)	第30期 (令和3年3月期)	第31期 (令和4年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	44,452	45,541	47,154	54,884
営 業 利 益(百万円)	3,131	2,142	2,299	4,022
経 常 利 益(百万円)	3,288	2,310	2,095	3,810
親会社株主に 帰属する当期(百万円) 純 利 益	2,065	1,413	1,724	2,583
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	71.62	48.84	59.30	88.06
総 資 産(百万円)	46,864	55,986	58,070	60,901
純 資 産(百万円)	21,124	22,143	23,160	24,660
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	725.35	755.83	786.57	850.82

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、令和3年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
茨城グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (茨城領域(除、西部))
群馬グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (群馬領域)
千葉グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (千葉領域)
ゼネラルリブテック株式会社	100百万円	100%	住宅用プレカット材等の製造・販売
株式会社中古住宅情報館	90百万円	100%	中古住宅等の販売
グランディリフォーム株式会社	10百万円	100%	住宅のメンテナンス及びリフォーム
神奈川グランディハウス株式会社	30百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (神奈川領域)

(注) 1. 神奈川グランディハウス株式会社は、令和4年3月1日付で株式会社ブラザハウスから商号を変更いたしました。

2. 当事業年度末日において、当社に会社法施行規則第118条第4項に定める特定完全子会社はありません。

8. 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

当社グループは、不動産販売、建築材料販売及び不動産賃貸を主な事業として行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
不動産販売	戸建住宅の分譲事業 住宅用土地の分譲事業 住宅の設計・建築請負事業 中古住宅の販売事業 住宅のアフターメンテナンス及びリフォーム事業
建築材料販売	住宅用プレカット材等の製造・販売事業
不動産賃貸	テナントビル、マンション等の賃貸事業 パーキング事業

9. 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	栃木県宇都宮市
支 店 ・ 営 業 所	栃木県9店、茨城県2店、埼玉県2店

② 主要な子会社の事業所

茨城グランディハウス株式会社	茨城県水戸市 他4店
群馬グランディハウス株式会社	群馬県高崎市 他2店
千葉グランディハウス株式会社	千葉県柏市
ゼネラルリブテック株式会社	栃木県鹿沼市 他3店
株式会社中古住宅情報館	栃木県宇都宮市 他2店
グランディリフォーム株式会社	栃木県宇都宮市 他3店
神奈川グランディハウス株式会社	神奈川県川崎市

10. 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産販売	684名	23名増
建築材料販売	67名	1名減
不動産賃貸	6名	－
全社(共通)	64名	－
合計	821名	22名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
456名	13名増	38.9歳	8.0年

(注) 使用人数は就業人員数を記載しております。

11. 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社足利銀行	5,917百万円
株式会社常陽銀行	2,899
株式会社群馬銀行	2,114
株式会社栃木銀行	2,098
株式会社三井住友銀行	2,049
株式会社三菱UFJ銀行	1,341
株式会社東邦銀行	1,111
株式会社東和銀行	1,096

(注) 借入額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 101,692,800株
- ② 発行済株式の総数 30,823,200株
- ③ 株主数 8,273名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
菊 地 俊 雄	4,626,300株	15.37%
新日本物産株式会社	3,996,900	13.27
グランディ・ストックメイト	2,346,600	7.79
グランディハウス社員持株会	1,978,500	6.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,772,600	5.88
野村信託銀行株式会社（グランディハウス社員持株会専用信託口）	1,194,000	3.96
株式会社足利銀行	651,000	2.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	507,600	1.68
吉 田 知 広	465,500	1.54
長 野 榮 夫	454,100	1.50

(注) 1. 上記の他、当社は自己株式を724,845株保有しております。なお、当該自己株式には、野村信託銀行株式会社（グランディハウス社員持株会専用信託口）が保有する当社株式は含まれておりません。

2. 持株比率は注記1.に記載の自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月27日	
新株予約権の数		20,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり365円)	36,500円
権利行使期間		平成28年6月28日から 令和6年6月27日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員であるもの及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	3,126個
		目的となる株式数	312,600株
		保有者数	8人

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において、当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状態

① 取締役の状態 (令和4年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	村 田 弘 行	
代表取締役社長	林 裕 朗	
取締役副社長	齋 藤 淳 夫	管理本部長
取締役副社長	小 磯 裕	財務総括
専務取締役	佐 山 靖	開発本部長
常務取締役	谷 英 樹	建築本部長
常務取締役	石 川 真 康	営業本部長
常務取締役	林 和 久	県南支社長
取締役 (監査等委員)	湯 澤 一	
取締役 (監査等委員)	伊 藤 一	今泉法律事務所
取締役 (監査等委員)	小 林 健 彦	小林健彦税理士事務所

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 伊藤一氏及び取締役 (監査等委員) 小林健彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は伊藤一氏及び小林健彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 林和久氏は令和4年4月1日付で茨城グランディハウス株式会社の代表取締役に就任しており、その職務に専任するため同日付で常務取締役から取締役にとなっております。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、上表中に記載のある他、以下のとおりであります。
- ・取締役 村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社及び神奈川グランディハウス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社及び神奈川グランディハウス株式会社の取締役を兼務しております。

- ・取締役 小磯裕氏は、神奈川グランディハウス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 佐山靖氏は、株式会社ウェルカムハウスの代表取締役を兼務しております。
 - ・取締役（監査等委員）湯澤一氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社、神奈川グランディハウス株式会社及び株式会社ウェルカムハウスの監査役を兼務しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、湯澤一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 5. 取締役（監査等委員）小林健彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）伊藤一氏及び取締役（監査等委員）小林健彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとなります。なお、保険料のうち株主代表訴訟に係る保険料相当額は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	417,525 (-)	347,700 (-)	46,600 (-)	- (-)	23,225 (-)	8 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,787 (9,000)	22,650 (9,000)	- (-)	- (-)	1,137 (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	441,312 (9,000)	370,350 (9,000)	46,600 (-)	- (-)	24,362 (-)	11 (2)

(注) 上記その他に記載の額は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額(取締役(監査等委員を除く)8名及び取締役(監査等委員)1名に対するもの)であります。

ロ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社グループの成長指標であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため適していると判断したためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は「ホ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等」 d. に記載のとおりであり、また、当事業年度の連結経常利益の実績は「I 企業集団の現況 6. 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

ニ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、令和3年6月29日開催の第30回定時株主総会において、固定報酬と業績連動報酬とを合計して年額450百万円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名であります。

取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、平成27年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

ホ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。当該取締役会における決議の内容については、あらかじめ独立社外取締役の意見を聴取した上で策定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、事前に聴取した独立社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりです。

- a. 当社の役員報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「役員退職慰労金」で構成するものとする。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬については、当期の役位別の月額報酬の基準額を、前期の会社業績及び当期見通し等を勘案して設定した上、各取締役の管掌部門（業務）の業績、経営課題の進捗、当期の職責等を勘案して、当期の個別の月額報酬を決定するものとする。また、前期の業績等を勘案して決定した月数に月額報酬の額を乗じたインセンティブ報酬を、重任した取締役の当期の報酬（年額）に加算するものとする。
- c. 監査等委員である取締役の基本報酬については、取締役としての職責の他、常勤・非常勤の別や監査の負荷の状況等も勘案して決定し、月額報酬のみを支給するものとする。

- d. 業績に対する取締役の経営責任を明確にすることを目的として、業績連動報酬を支給するものとする。

業績連動報酬の額の決定方法は次のとおりとし、支給対象は社外取締役及び監査等委員を除く、業務執行取締役とする。

各取締役に対する個別支給額

$$= \text{各取締役の月額報酬} \times \text{業績達成支給係数}$$

各取締役の月額報酬は、b. で決定した個別の月額報酬をいう。

業績達成支給係数は以下のとおりとする。

達成率	50%以下	50%超 70%以下	70%超 130%以下	130%超 150%以下	150%超
支給 係数	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0

(注) 達成率 = 対象年度の連結経常利益

÷ 決算短信等において公表した当初の連結経常利益予想

- e. 基本報酬と業績連動報酬との割合は概ね9：1とする。
- f. 社外取締役を除く取締役に対して、原則として在任1年に対し月額報酬1ヶ月分を基準（功労等による加算減算あり）とする退職慰労金を株主総会の承認を得て取締役退任時に支給するものとする。
- g. 株主総会において決議された報酬枠内での、取締役（監査等委員である取締役を除く）の具体的な報酬等の額の決定は取締役会で行う。取締役会に付議する報酬案については、代表取締役会長及び代表取締役社長の協議により原案を作成し、これに対する独立社外取締役の意見を聴取した上で策定するものとする。
- h. 監査等委員である取締役の具体的な報酬等の額については、株主総会で決議された報酬枠内で、監査等委員の協議により決定するものとする。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役（監査等委員） 伊藤一氏

当事業年度開催の取締役会17回全て、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に法令遵守の観点から適宜発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬について、独立社外取締役として、取締役会審議に先立ち、当該議案に客観的・中立的立場から意見を述べており、その決定過程における監督機能を果たしております。

・取締役（監査等委員） 小林健彦氏

当事業年度開催の取締役会17回全て、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に経営・財務的見地から適宜発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬について、独立社外取締役として、取締役会審議に先立ち、当該議案に客観的・中立的立場から意見を述べており、その決定過程における監督機能を果たしております。

ロ. 他の法人等の重要な兼職の状況

前記①に記載のとおりであり、兼職先と当社間に特別な関係はありません。

4. 会計監査人の状況

① 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査報酬の見積根拠等の妥当性について検討・審議した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等について評価し、再任の可否を検討いたします。この結果、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに定める体制（以下、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制」という）に関する取締役会決議の内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、その経営理念にコンプライアンスに関する条項を掲げ、これを役職員に絶えず浸透させる活動を通じて、法令及び社会倫理の遵守が企業存立の前提であることを徹底する。
- ② 取締役会は、取締役会規程に報告・付議基準等を定めるとともに、各取締役は、これを遵守して重要事項を取締役に報告・付議するとともに、職務の執行状況について相互に監督する。
- ③ 各取締役は、所管部門における法令及び定款の遵守の責任を負い、所管業務に関するコンプライアンスリスクを把握し、重要なリスクについては業務規程中に管理条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をコンプライアンス担当取締役とし、顧問弁護士等と連携してサポートを行うとともに、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を行う。
- ④ 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに担当取締役及びコンプライアンス担当取締役に報告するものとする。報告を受けた担当取締役は、その内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上策定し、軽微なものを除き社長の承認を得て実施する。重要な問題については、取締役会で審議し全社的な再発防止策を実施する。
- ⑤ 内部監査室は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、指摘事項の是正を確認し報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報を、法令、定款及び社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

- ② 取締役は、前号の文書等を閲覧できるものとし、対象文書を管理する取締役は、正当な理由なく閲覧を拒んではならないものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 各取締役は、所管業務に関するリスクの把握・分析及びリスク管理の責任を負うものとし、重要なリスクについては業務規程中にリスク管理のための条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をリスク管理の統括責任者とし、全社横断的なリスク状況の監視及び管理体制の整備を行う。
 - ② 内部監査室は、当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、要改善事項のフォローアップを行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、全社的な目標として中期経営計画及び年度予算を決定し、各取締役はその目標達成のための経営資源の配分、各部門の具体的な目標及び効率的方法を定めて実施する。
 - ② 受注状況等の重要な経営指標を適時に提供し、原則として毎週開催する役員会議等で達成状況のレビューを行い、改善施策の早期実施を図る。
 - ③ 職務権限・意思決定ルールを規程により明確化し、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役及びグループ各社の社長は、所管部門又は各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ② 当社は、子会社の自主性と職務執行の効率性を尊重しつつ、グループとしての業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これを実効あらしめるため「子会社の管理に関する契約書」を子会社各社と締結するとともに、必要に応じ、当社の取締役と子会社の取締役又は監査役を兼務させる。
 - ③ ②の管理体制の中で、重要事項の当社への報告（重要会議への子会社取締役の参加を含む）、コンプライアンス体制・リスク管理体制の当社制度への準拠指導、経営効率向上のための経営資源配分・情報共有化・業務標準化等の管理を行う。
 - ④ 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査等委員会に報告し、指摘事項等の是正を確認する。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、経営上特段の事由のある場合を除き、要請された水準を満たす補助使用人を必要な員数配置するものとする。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ② 補助使用人の異動及び処分については、予め監査等委員会の意見をきき、これを最大限尊重するものとする。
 - ③ 補助使用人が他の業務を兼務する場合は、監査等委員会の指示に係る業務を優先して行うものとする。
- (7) 当社及びグループ各社から当社監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役並びにグループ各社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、法定の報告事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。
 - ② 当社及びグループ各社の使用人は、重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を認識した場合は、当社監査等委員会に対しても直接報告するものとする。
 - ③ 当社及びグループ各社は、①、②の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 会社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行のために要する費用については、監査等委員の請求に応じて費用の前払、速やかな償還又は債権者への支払等を行うものとする。但し、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明できる場合は、この限りでない。
 - ② 監査等委員は、監査等委員会の職務の執行のために必要ある場合は、会社に対して、追加情報の提供、外部専門家の利用、その他の協力・支援を求めることができるものとする。
 - ③ 内部監査室は、監査等委員会と適切な連携をとって監査等を行うものとする。また、監査等委員会は、必要がある場合には、内部監査室の職員に監査業務に関する協力を求めることができるものとする。

2. 1. の体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 経営理念を各職場に掲示し朝礼時の唱和等により浸透に努めております。また、当社及び子会社の役職員に対するコンプライアンス情報提供・研修等を実施したほか、取締役会、役員会議、会社行事等において法令及び社会倫理の遵守を徹底しております。
 - ・ 各取締役は「取締役会規程」に定められた報告・付議基準を遵守して重要事項を取締役に報告・付議しており、審議を通じて職務の執行状況の適法性・妥当性を相互に監督しております。
 - ・ コンプライアンス上の問題に対しては、「コンプライアンス規程」に基づき、社長または取締役会への報告、調査、是正措置の検討・実施を行っております。また、法務部門から、重要な法令改正や他社のコンプライアンス違反事例などの情報提供を行い、新たなコンプライアンスリスクに対する体制整備に努めております。
 - ・ 「社内外通報管理規程」に基づき、通常のレポートライン以外からの法令違反や内部統制上の不備等の早期発見に努めております。
 - ・ 内部監査室は「内部監査規程」等に基づき、社長直属の機関として独立性を確保して、当社及び子会社の定期監査及びそのフォロー監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報は、「取締役会規程」「稟議規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - ・ 「文書管理規程」において、取締役から前号の文書等に関し閲覧請求があった場合、正当な事由なく閲覧を拒んではならないものと定め、適切に運用しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理に関する基本規程である「リスク管理規程」を定め、本規程及び業務規程に基づきリスク管理を行っております。
 - ・ 災害その他特に重大なリスクに関しては事業継続計画（BCP）の策定に順次取り組んでおります。また、情報セキュリティリスクに関しては、セキュリティソフトを導入し情報漏洩リスクの低減に取り組んでおります。

- ・内部監査室は「内部監査規程」等に基づき、社長直属部門として独立性を確保して、当社及び子会社の定期監査及びそのフォロー監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度予算を決定し、各業務執行取締役は所管部門の部門計画達成に向けて管理に努めております。
 - ・役員会議において、受注状況等の重要な経営指標の達成状況のレビューを行い、改善施策の早期実施を図っております。
 - ・「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づき、業務執行取締役の権限と責任を明らかにして、意思決定の迅速化に努めております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「子会社管理規程」及び子会社各社との間の「子会社の管理に関する契約」に基づき、グループとしての業務の適正の確保と効率的な業務執行に努めております。当社子会社は当社社内規程に準拠した社内規程を定め当社同等のコンプライアンス及びリスク等の管理を実施するとともに、当社取締役が子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務する体制をとることにより、子会社における業務の適正を確保しております。また、子会社社長は当社役員会議に出席して情報の共有化を図っており、要員管理・人材育成・業務標準化等の分野でグループとしての経営効率向上に取り組んでおります。
 - ・内部監査室は、当社に加え子会社を対象とした定期監査及びそのフォロー監査も実施しており、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、子会社における問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・補助使用人1名を置いている他、監査等委員会の事務局業務を行う法務開示課において、監査等委員会の求めに応じて必要な事務を行っております。
 - ・補助使用人は内部監査室の事務を兼務しておりますが、監査等委員会の指示に係る業務を優先して行っております。

- (7) 当社及びグループ各社から当社監査等委員会への報告に関する体制
- ・法定外事項を含む監査等委員会への報告義務を定めた「監査等委員会規程」に基づき報告を行っております。また、常勤の監査等委員は役員会議に出席し、コンプライアンス及びリスク管理に係る情報を得て、必要に応じ他の監査等委員に報告し情報の共有化を図っております。
 - ・監査等委員会への報告を行った者に対する不利益な取り扱いを禁止しており、コンプライアンス違反や発生リスクの報告促進を図っております。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員から連絡を受けた費用については、速やかな支払いを行っております。
 - ・監査等委員が実施する、役職員に対する個別ヒアリングに対し、会社は全面的に協力しております。
 - ・内部監査室は、監査等委員との共同監査の計画・実施や個別の協力要請に全面的に協力しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを経営上の重要課題の一つとして位置付けております。株主還元につきましては、連結配当性向35%を目標として業績に応じた配当政策を実施するとともに、その向上に努めてまいります。また、自己株式の取得については、株主還元や資本効率向上を図るため、時機及び財政状況に応じて実施いたします。

なお、当社は、定款において取締役会の決議による機動的な剰余金の配当の実施を可能とする定めをしておりますが、配当金の支払回数については、従来どおり毎年3月31日を基準日とする年1回の配当を継続する予定であります。

当期（第31期）の1株当たり配当額は、令和4年2月7日に公表しました配当予想どおり30円とさせていただきます。

(注) 当社第31期の期末配当については、令和4年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当財産の種類
金銭とする。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円、総額902,950,650円とする。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月30日（木曜日）とする。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,754,848	流 動 負 債	22,781,868
現金及び預金	11,098,044	工事未払金	3,870,228
受取手形、売掛金及び契約資産	702,666	短期借入金	13,082,700
販売用不動産	8,129,757	1年内返済予定の長期借入金	2,604,311
未成工事支出金	7,246	1年内償還予定の社債	1,000,000
仕掛販売用不動産	26,090,400	リース債務	34,201
商品及び製品	350,922	未払法人税等	899,770
原材料及び貯蔵品	279,751	完成工事補償引当金	185,469
その他	1,100,457	その他	1,105,187
貸倒引当金	△4,398	固 定 負 債	13,459,893
固 定 資 産	13,101,841	社 債	2,300,000
有 形 固 定 資 産	10,041,319	長期借入金	9,820,280
建物及び構築物	3,784,259	リース債務	67,647
機械装置及び運搬具	26,759	役員退職慰労引当金	251,695
工具器具備品	55,593	退職給付に係る負債	904,811
土地	6,063,224	その他	115,459
リース資産	92,419	負 債 合 計	36,241,762
建設仮勘定	19,064	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,079,729	株 主 資 本	24,574,354
のれん	1,028,445	資 本 金	2,077,500
その他	51,284	資 本 剰 余 金	2,592,335
投 資 そ の 他 の 資 産	1,980,792	利 益 剰 余 金	20,718,007
投資有価証券	143,000	自 己 株 式	△813,488
長期貸付金	14,601	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18,000
繰延税金資産	647,621	その他有価証券評価差額金	18,000
その他	1,175,569	新 株 予 約 権	67,860
繰 延 資 産	45,286	純 資 産 合 計	24,660,214
社債発行費	45,286	負 債 純 資 産 合 計	60,901,976
資 産 合 計	60,901,976		

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		54,884,855
売 上 原 価		44,399,017
売 上 総 利 益		10,485,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,462,958
営 業 利 益		4,022,879
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,524	
受 取 事 務 手 数 料	31,859	
そ の 他	26,531	64,914
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	237,522	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	12,529	
そ の 他	27,535	277,587
経 常 利 益		3,810,207
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	23,133	23,133
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21,002	
リ ー ス 解 約 損	358	21,360
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,811,980
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,313,218	
法 人 税 等 調 整 額	△85,127	1,228,091
当 期 純 利 益		2,583,889
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,583,889

連結株主資本等変動計算書

（令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,077,500	2,343,929	18,969,090	△270,372	23,120,148
会計方針の変更による 累積的影響額			△132,959		△132,959
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,077,500	2,343,929	18,836,131	△270,372	22,987,189
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△702,013		△702,013
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,583,889		2,583,889
自己株式の取得				△700,997	△700,997
自己株式の処分				12,059	12,059
新株予約権の行使		248,405		145,821	394,227
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	248,405	1,881,876	△543,116	1,587,165
当連結会計年度末残高	2,077,500	2,592,335	20,718,007	△813,488	24,574,354

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	20,500	20,500	152,640	23,293,288
会計方針の変更による 累積的影響額				△132,959
会計方針の変更を反映した 当期首残高	20,500	20,500	152,640	23,160,329
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△702,013
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,583,889
自己株式の取得				△700,997
自己株式の処分				12,059
新株予約権の行使			△84,780	309,447
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△2,500	△2,500		△2,500
当連結会計年度変動額合計	△2,500	△2,500	△84,780	1,499,885
当連結会計年度末残高	18,000	18,000	67,860	24,660,214

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	8社
・連結子会社の名称	茨城グランディハウス株式会社 群馬グランディハウス株式会社 千葉グランディハウス株式会社 株式会社中古住宅情報館 グランディリフォーム株式会社 ゼネラルリブテック株式会社 神奈川グランディハウス株式会社 株式会社ウェルカムハウス

令和4年3月1日をもって、株式会社プラザハウスは神奈川グランディハウス株式会社に社名を変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
神奈川グランディハウス㈱	2月末日
㈱ウェルカムハウス	2月末日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブ

・金利スワップ取引	時価法
	ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ 取引については、時価評価を行っておりません。

- ハ、棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・販売用不動産、仕掛販売用不動産
個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・未成工事支出金
個別法に基づく原価法
 - ・商品及び製品、原材料
総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産
(リース資産を除く)
定率法
ただし、建物及び建物附属設備並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
- ロ、無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ、リース資産
リース期間を耐用年数とする定額法
- ニ、長期前払費用
定額法
- ③ 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり、定額法にて償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保及びアフターサービスの費用に備えるため、過去の補償・修繕実績を基に将来の補償・修繕見込みを加味して計上しております。
- ハ、役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ、退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数値計算上の差異の費用処理方法

数値計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社は社員の一部について、また、連結子会社は各社の全社員について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ. 不動産販売事業

(イ) 戸建住宅及び宅地の販売

分譲用地の仕入れ、開発許認可、宅地造成工事管理、住宅の設計及び施工をグループ一貫体制で行った戸建て住宅（土地付き建物）及び宅地を主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

なお、不動産販売事業における販売促進費用等の顧客に支払われる対価の一部については、取引価格の減額であるとして売上収益を減額する会計処理を行っております。

(ロ) 注文住宅の請負

注文住宅の建築工事を請け負う事業であり、主に一般消費者との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。

当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の末日日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

ロ. 建築材料販売事業

主にプレカット加工を通じた木材・建材を販売する事業であり、これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。ただし、製品（加工品）については「収益認識に関する会計の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において出荷時から顧客への移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しており、一部商品については検収時点で収益を認識しております。

ハ. 不動産賃貸事業

所有するテナントビル、マンション等の賃貸事業及びパーキング事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日）の範囲に含まれるリース取引として、収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発生する期間（10年）にわたって均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は132,959千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「販売用不動産」に含めておりました分譲建物完成前の建売分譲土地は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「仕掛販売用不動産」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	8,129,757千円
仕掛販売用不動産	26,090,400千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する棚卸資産のうち主なものは販売用不動産であり、正味売却価額が取得原価を下回る棚卸資産については、その差額を費用処理し、棚卸資産を減額しております。

正味売却価額の算定における主要な仮定は、実績等に基づく販売見込額であります。なお、景気の著しい悪化や大規模な自然災害による販売用不動産の被災等により市場価格の著しい下落が発生した場合には、追加の費用が発生する可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、連結計算書類作成日現在において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを行っております。現時点において、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は限定的であり、翌連結会計年度以降も重要な影響がないとの仮定を置いております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化した場合には、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当連結会計年度より、当社社員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「グランディハウス社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「グランディハウス社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後6年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度688,938千円、1,194,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度690,870千円

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,021,783千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	735,000千円
仕掛販売用不動産	8,761,332千円
建物及び構築物	2,910,917千円
土地	3,791,393千円
計	16,198,643千円

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が389,402千円及び仕掛販売用不動産が5,955,719千円含まれております。

(上記に対応する債務)

短期借入金	4,047,400千円
1年内返済予定の長期借入金	1,712,951千円
長期借入金	3,535,540千円
計	9,295,891千円

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき住宅販売瑕疵担保保証金として差し入れている資産は次のとおりであります。

その他（投資その他の資産）	981,000千円
---------------	-----------

(3) 保証債務等	
顧客の住宅ローンに対する保証債務	172,500千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	30,823,200株	一株	一株	30,823,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,572,645株	1,204,200株	858,000株	1,918,845株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(グランディハウス社員持株会専用信託口)が取得した当社株式であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち847,800株は、ストック・オプションの行使による減少、10,200株は、グランディハウス社員持株会専用信託口における株式の売却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(グランディハウス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式が1,194,000株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和3年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 702,013千円
- ・1株当たり配当額 24円
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和4年5月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 902,950千円
- ・1株当たり配当額 30円
- ・基準日 令和4年3月31日
- ・効力発生日 令和4年6月30日

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(グランディハウス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式に対する配当金35,820千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 678,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを行う場合以外、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に用地仕入に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、営業債権について、各管轄部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクに備える目的で銀行と融資枠を設定すること等により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券（注2）	128,000	128,000	—
資産計	128,000	128,000	—
(1) 社債（注3）	3,300,000	3,297,453	△2,546
(2) 長期借入金（注4）	12,424,591	12,424,660	69
負債計	15,724,591	15,722,114	△2,476

（注1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「工事未払金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額15,000千円）は、市場価格のない株式等であるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3）1年以内に償還予定の社債は、社債に含めております。

（注4）1年以内に返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	128,000	－	－	128,000
合計	128,000	－	－	128,000

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	3,297,453	－	3,297,453
長期借入金	－	12,424,660	－	12,424,660
合計	－	15,722,114	－	15,722,114

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、栃木県その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸駐車場等を所有しております。令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は78,348千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は17,710千円（特別利益に計上）、固定資産除却損は968千円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度における賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額、及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,054,789	101,284	4,156,073	3,900,328

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な変動は、次のとおりであります。

増加：居住用マンションの取得 149,693千円

減少：減価償却 55,517千円

駐車場用地の売却 82,844千円

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	不動産販売	建築材料販売	不動産賃貸	合計
一時点で移転される財	50,125,532	3,577,749	—	53,703,282
一定の期間にわたり移転される財	899,206	—	—	899,206
顧客との契約から生じる収益	51,024,739	3,577,749	—	54,602,488
その他の収益	—	—	282,366	282,366
外部顧客への売上高	51,024,739	3,577,749	282,366	54,884,855

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年

3月30日)の範囲に含まれるリース取引であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	496,993
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	702,666
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	184,824
契約負債 (期末残高)	218,166

契約負債は、主に戸建住宅等の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、184,824千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 850円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 88円06銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式数については、グランディハウス社員持株会専用信託口が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、控除対象の自己株式の内、信託口が保有する当社株式の期末株式数は、当連結会計年度1,194,000株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数については、グランディハウス社員持株会専用信託口が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、控除対象の自己株式の内、信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度184,477株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,029,689	流 動 負 債	10,177,557
現金及び預金	8,946,343	工事未払金	1,900,286
売掛金	12,543	短期借入金	5,337,000
販売用不動産	3,949,109	1年内返済予定の長期借入金	789,915
未成工事支出金	4,942	1年内償還予定の社債	1,000,000
仕掛販売用不動産	14,163,080	リース債務	24,970
原材料及び貯蔵品	28,231	未払金	97,701
前渡金	432,531	未払費用	274,115
前払費用	90,251	未払法人税等	349,584
短期貸付金	250,000	契約負債	95,498
未収入金	134,619	前受金	28,666
その他	18,052	預り金	162,667
貸倒引当金	△15	完成工事補償引当金	107,968
固 定 資 産	12,160,753	その他	9,184
有 形 固 定 資 産	8,186,775	固 定 負 債	8,542,295
建物	2,928,730	社債	2,000,000
構築物	98,735	長期借入金	5,597,598
車両運搬具	4,116	リース債務	55,668
工具器具備品	41,442	退職給付引当金	593,713
土地	5,033,127	役員退職慰労引当金	182,199
リース資産	73,076	その他	113,116
建設仮勘定	7,546	負 債 合 計	18,719,853
無 形 固 定 資 産	49,787	純 資 産 の 部	
電話加入権	6,408	株 主 資 本	21,426,130
商標	1,093	資本金	2,077,500
ソフトウェア	42,285	資本剰余金	2,592,335
投資その他の資産	3,924,191	資本準備金	2,184,000
投資有価証券	143,000	その他資本剰余金	408,335
関係会社株	2,909,231	利益剰余金	17,569,783
長期前払費用	69,114	利益準備金	153,475
繰延税金資産	386,585	その他利益剰余金	17,416,308
その他	416,260	別途積立金	3,400,000
繰 延 資 産	41,400	繰越利益剰余金	14,016,308
社債発行費	41,400	自 己 株 式	△813,488
資 産 合 計	40,231,843	評価・換算差額等	18,000
		その他有価証券評価差額金	18,000
		新 株 予 約 権	67,860
		純 資 産 合 計	21,511,990
		負 債 純 資 産 合 計	40,231,843

損 益 計 算 書

（令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		26,920,878
売 上 原 価		21,356,781
売 上 総 利 益		5,564,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,730,573
営 業 利 益		1,833,523
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	914,270	
受 取 事 務 手 数 料	18,453	
そ の 他	18,332	951,056
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105,165	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	3,300	
社 債 発 行 費 償 却	14,394	
そ の 他	8,008	130,868
経 常 利 益		2,653,711
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,224	22,224
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,618	
リ ー ス 解 約 損	358	13,976
税 引 前 当 期 純 利 益		2,661,959
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	612,832	
法 人 税 等 調 整 額	△84,956	527,875
当 期 純 利 益		2,134,083

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,077,500	2,184,000	159,929	2,343,929	153,475	3,400,000	12,682,076
会計方針の変更による累積的影響額							△97,838
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,077,500	2,184,000	159,929	2,343,929	153,475	3,400,000	12,584,238
当期変動額							
剰余金の配当							△702,013
当期純利益							2,134,083
自己株式の取得							
自己株式の処分							
新株予約権の行使			248,405	248,405			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	248,405	248,405	—	—	1,432,070
当期末残高	2,077,500	2,184,000	408,335	2,592,335	153,475	3,400,000	14,016,308

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	16,235,551	△270,372	20,386,609	20,500	20,500	152,640	20,559,749
会計方針の変更による累積的影響額	△97,838		△97,838				△97,838
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,137,713	△270,372	20,288,770	20,500	20,500	152,640	20,461,910
当期変動額							
剰余金の配当	△702,013		△702,013				△702,013
当期純利益	2,134,083		2,134,083				2,134,083
自己株式の取得		△700,997	△700,997				△700,997
自己株式の処分		12,059	12,059				12,059
新株予約権の行使		145,821	394,227			△84,780	309,447
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△2,500	△2,500		△2,500
当期変動額合計	1,432,070	△543,116	1,137,359	△2,500	△2,500	△84,780	1,050,079
当期末残高	17,569,783	△813,488	21,426,130	18,000	18,000	67,860	21,511,990

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 会社株式会社及び関連会社株式会社 移動平均法に基づく原価法
- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ 金利スワップ取引 時価法
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・ 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ・ 原材料 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、建物及び建物附属設備並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法にて償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基に将来の補償見込みを加味して計上しております。

③ 退職給付引当金

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度に一括して費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社は社員の一部について、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

① 不動産販売事業

イ. 戸建住宅及び宅地の販売

分譲用地の仕入れ、開発許認可、宅地造成工事管理、住宅の設計及び施工をグループ一貫体制で行った戸建て住宅（土地付き建物）及び宅地を主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

なお、不動産販売事業における販売促進費用等の顧客に支払われる対価の一部については、取引価格の減額であるとして売上収益を減額する会計処理を行っております。

ロ. 注文住宅の請負

注文住宅の建築工事を請け負う事業であり、主に一般消費者との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。

当該建物請負工事契約においては、当社の義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

②不動産賃貸事業

所有するテナントビル、マンション等の賃貸事業及びパーキング事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日）の範囲に含まれるリース取引として、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示することといたしました。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は97,838千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方針の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「販売用不動産」に含めておりました分譲建物完成前の建売分譲土地は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「仕掛販売用不動産」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産 3,949,109千円

仕掛販売用不動産 14,163,080千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 追加情報

「連結注記表 5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	292,114千円
短期金銭債務	390,902千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,402,417千円

(3) 担保に供している資産

販売用不動産	226,038千円
仕掛販売用不動産	2,307,825千円
建物	2,219,125千円
土地	2,794,358千円

計 7,547,348千円

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が51,503千円及び仕掛販売用不動産が1,106,685千円含まれております。

(上記に対応する債務)

短期借入金	859,500千円
1年内返済予定の長期借入金	493,235千円
長期借入金	1,035,728千円

計 2,388,463千円

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき住宅販売瑕疵担保保証金として差し入れている資産は次のとおりであります。

その他（投資その他の資産）	371,000千円
---------------	-----------

(4) 保証債務等

関係会社の金融機関借入に対する保証債務	12,053,880千円
顧客の住宅ローンに対する保証債務	105,270千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	768,061千円
② 仕入高	2,457,352千円
③ 販売費及び一般管理費	138,455千円
④ 営業取引以外の取引高	916,413千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,572,645株	1,204,200株	858,000株	1,918,845株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)により野村信託銀行株式会社(グランディハウス社員持株会専用信託口)が取得した当社株式であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち847,800株は、ストック・オプションの行使による減少、10,200株は、グランディハウス社員持株会専用信託口における株式の売却によるものであります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(グランディハウス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式が1,194,000株含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産減損損失	94,454千円
退職給付引当金	180,845千円
関係会社株式評価損	27,414千円
未払事業税	25,764千円
役員退職慰労引当金	55,498千円
新株予約権	14,395千円
投資有価証券評価損	35,942千円
未払費用否認	24,156千円
その他	62,127千円
繰延税金資産小計	520,597千円
評価性引当額	△134,011千円
繰延税金資産合計	386,585千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	村田弘行	(被所有) 0.65	当社代表取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	23,944	—	—
役員	林 裕朗	(被所有) 0.19	当社代表取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	20,294	—	—
役員	齋藤淳夫	(被所有) 0.76	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	12,994	—	—
役員	小磯 裕	(被所有) 0.06	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	21,900	—	—
役員	佐山 靖	(被所有) 0.29	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	20,294	—	—
役員	谷 英樹	(被所有) 0.11	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	14,600	—	—
役員	石川真康	(被所有) 0.15	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	23,944	—	—
役員	林 和久	(被所有) 0.07	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	23,944	—	—
重要な子会社の役員	沢井拓己	(被所有) 0.09	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	17,447	—	—
重要な子会社の役員	赤岩一暢	(被所有) 0.06	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	21,097	—	—
重要な子会社の役員	磯 国男	(被所有) 1.25	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)	12,264	—	—

(注) 新株予約権の行使は平成26年6月27日に割り当てられた新株予約権の行使によるものです。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
子会社	茨城グランド ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	266,880	未収入金	12,028
							運転資金 の貸付	250,000	—	—
							借入金の 債務保証	4,168,100	—	—
子会社	群馬グランド ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	160,700	未収入金	7,067
							運転資金 の貸付	950,000	短期 貸付金	250,000
							借入金の 債務保証	1,526,740	—	—
子会社	千葉グランド ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	129,700	未収入金	5,230
							運転資金 の貸付	1,850,000	—	—
							借入金の 債務保証	2,030,500	—	—
子会社	神奈川グランド ディハウス ㈱	30,000	不動産業	所有 100.0	役員 4名	債務保 証	運転資金 の貸付	1,350,000	—	—
							借入金の 債務保証	2,538,500	—	—
子会社	ゼネラルリ ブテック㈱	100,000	建築用資 材の製造 及び加工	所有 100.0	役員 3名	当社主 要仕入 先	仕 入	2,423,327	工事 未払金	361,914
							借入金の 債務保証	611,040	—	—
子会社	㈱中古住宅 情報館	90,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	借入金の 債務保証	970,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の子会社が当社グループの事業計画上必要な資金の借入及びリース取引等を行う場合において、条件として当社の保証が求められる場合においては、必要と認められる範囲の保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。
- (2) 子会社からの建築工事資材の仕入れ価格及びその他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (3) 受取事務手数料については、当社より提示した料率を基礎として毎期交渉の上決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	741円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	72円73銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式数については、グランディハウス社員持株会専用信託口が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、控除対象の自己株式の内、信託口が保有する当社株式の期末株式数は、当事業年度1,194,000株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数については、グランディハウス社員持株会専用信託口が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、控除対象の自己株式の内、信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度184,477株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グランディハウス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると

合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千葉 達也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小野原 徳郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グランディハウス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手

続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

グランディハウス株式会社 監査等委員会

取締役(監査等委員)	湯澤	一	㊟
社外取締役(監査等委員)	伊藤	一	㊟
社外取締役(監査等委員)	小林	健彦	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）が任期満了となります。つきましては、当社グループの現況に応じた経営の効率化の観点から取締役を1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当社株式の数
1	むら た ひろ ゆき 村 田 弘 行 (昭和35年9月17日)	昭和63年5月 昂ハウジング株式会社入社 平成10年12月 当社入社 平成12年9月 取締役 平成15年2月 常務取締役 平成16年6月 専務取締役 平成20年3月 取締役(注4) 平成22年3月 代表取締役副社長 平成23年3月 代表取締役社長 平成30年4月 代表取締役会長(現任)	197,867株
2	はやし やす ろう 林 裕 朗 (昭和34年2月23日)	昭和57年4月 株式会社足利銀行入社 平成22年4月 当社入社 管理本部 財務部長 平成22年6月 常務取締役 平成23年4月 管理本部 財務総括 平成24年3月 専務取締役 社長室長 平成25年6月 全社総括 平成26年4月 取締役副社長 平成30年4月 代表取締役社長(現任)	59,224株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当 社株式の数
3	さいとうあつお 齋藤 淳夫 (昭和31年4月26日)	平成2年4月 エリエールペーパーテック株式 会社入社 平成9年3月 当社入社 平成14年6月 取締役 平成18年4月 常務取締役 平成20年3月 管理本部長 平成24年3月 専務取締役 平成29年4月 取締役副社長(現任) 令和2年6月 管理本部長(現任)	229,109株
4	こいそゆたか 小磯 裕 (昭和32年3月6日)	昭和54年4月 株式会社足利銀行入社 平成24年7月 当社入社 執行役員 財務部長 平成25年6月 取締役 平成26年5月 常務取締役 財務総括 平成28年4月 専務取締役 令和元年10月 取締役副社長(現任) 令和2年6月 財務総括(現任)	19,428株
5	さきやまやすし 佐山 靖 (昭和44年10月31日)	平成4年4月 渡辺建設株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 平成20年3月 常務取締役 開発本部長(現任) 平成25年6月 専務取締役(現任)	89,070株
6	たにひでき 谷 英樹 (昭和48年4月15日)	平成11年10月 当社入社 平成15年2月 株式会社邦匠建設入社 平成15年12月 当社入社 平成22年1月 建築本部 建築部長 平成23年4月 建築本部長(現任) 平成23年6月 取締役 平成25年10月 常務取締役(現任)	35,199株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当社株式の数
7	いし かわ まさ やす 石 川 真 康 (昭和51年5月31日)	平成7年4月 東武建設株式会社入社 平成9年2月 当社入社 平成21年4月 住宅営業本部 本社営業部長 平成23年4月 営業本部長(現任) 平成23年6月 取締役 平成26年5月 常務取締役 平成28年6月 取締役 平成30年4月 常務取締役(現任)	45,512株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。

各取締役候補者の選任理由は、次のとおりです。

- ・村田弘行氏は、営業部門統括の取締役就任以来、要職を歴任し、平成23年から代表取締役社長として、また平成30年4月からは代表取締役会長として、当社の事業拡大を果たしてきた実績と企業経営に関する優れた見識を有しており、引き続き代表取締役会長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・林裕朗氏は、財務担当取締役就任以来、副社長に至るまで要職を歴任し、当社の経営体質強化に貢献するとともに、平成30年4月からは代表取締役社長として経営に尽力しており、引き続き代表取締役社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・齋藤淳夫氏は、管理部門統括の取締役として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、財務報告等の体制の構築と強化に貢献した実績を有し、平成29年4月からは副社長として当社の経営体質の強化に尽力しており、引き続き取締役副社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。

- ・小磯裕氏は、前職での金融に関する豊富な知識と経験を活かし、財務部門統括の取締役として、事業資金の円滑な調達や財務部門の強化に貢献した実績を有し、令和元年10月からは副社長として当社の経営体質の強化に尽力しており、引き続き取締役副社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・佐山靖氏は、開発部門統括の取締役として、当社グループの事業の要となる分譲用地の取得・開発において事業拡大に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・谷英樹氏は、建築部門統括の取締役として、住宅の品質・性能等の向上と事業拡大に対応した生産体制の確立に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・石川真康氏は、当社の営業部門統括の取締役として販売を推進するとともに、当社グループ全体の販売管理体制の強化に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。

3. 各候補者の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社及び神奈川グランディハウス株式会社（以上、当社の連結子会社）の取締役を兼務しております。
- ・林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社及び神奈川グランディハウス株式会社の取締役を兼務しております。
- ・小磯裕氏は、神奈川グランディハウス株式会社（当社の連結子会社）の取締役を兼務しております。
- ・佐山靖氏は、株式会社ウェルカムハウス（当社の連結子会社）の代表取締役を兼務しております。

4. 村田弘行氏は、平成19年11月から平成22年3月までの間、茨城グランディハウス株式会社代表取締役社長に就任しており、その職務に専任するため取締役となったものであります。
5. 当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告15ページに記載のとおりです。本議案において各候補者が取締役に就任した場合、その在任中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の会社役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社株式の数は、令和4年3月31日現在の株式数を記載しております。

【ご参考】

取締役スキル・マトリックス（監査等委員である取締役を含む）

氏名	専門性及び経験						
	企業経営 組織運営	営業 営業戦略	技術/品質 開発	財務 会計	内部統制 リスク管理 法務	人材開発 人事/労務	ESG サステナビリティ
村田 弘行	●	●	●				
林 裕朗	●	●		●			●
齋藤 淳夫	●			●	●	●	●
小磯 裕	●	●		●		●	
佐山 靖	●	●	●				
谷 英樹	●	●	●				●
石川 真康	●	●	●				
湯澤 一 (監査等委員)				●	●		
伊藤 一※ (監査等委員)				●	●		
小林 健彦※ (監査等委員)				●	●		

(※) 独立社外取締役

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の額及び算定方法改定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ（独立社外取締役を除く）。）の報酬等については、令和3年6月29日開催の第30回定時株主総会において、業績連動報酬の導入及び固定報酬と業績連動報酬とを合計した報酬額を年額450百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。

今般、令和5年3月期以後の各事業年度の業績を対象とする業績連動報酬から、より高い客観性・透明性を確保するため、業績連動報酬の額については年額450百万円以内のうち50百万円以内とすること、また、算定方法については後記の算定方法（支給基準を含む）に変更（変更前の算定方法等については、事業報告18ページ「3. 会社役員の状況 ④取締役の報酬等 ホ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等 d.」に記載のとおり）することにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、事業報告17ページから18ページに記載の「3. 会社役員の状況 ④取締役の報酬等 ホ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、本議案はその承認可決を条件として同方針等のうち業績連動報酬に係るd項を変更することを予定するものでありますが、その内容は、役位別ポイント導入による個人別支給額の客観化やポイント単価導入による前事業年度業績の加味など、より高い客観性・透明性を確保するものであり、また、本議案は、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会で決定しているため、相当であるものと判断しております。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

なお、現在の取締役の員数は8名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名となります。

(業績連動報酬の額の算定方法)

支給対象は社外取締役及び監査等委員を除く、業務執行取締役とする。

各取締役に対する個別支給額 = 役位別ポイント (代表取締役は代表取締役
ポイントを加算) × 業績達成支給係数
× ポイント単価

【役位別ポイント及び代表取締役ポイント】

役位別ポイント						代表取締役 ポイント
会長	社長	副社長	専務	常務	役位なし	
50	40	30	20	15	12	10

【業績達成支給係数】

達成率	50%以下	50%超 70%以下	70%超 130%以下	130%超 150%以下	150%超
支給係数	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0

(注) 達成率 = 対象事業年度の連結経常利益 ÷ 決算短信等において公表した当初の連結経常利益予想

「対象事業年度の連結経常利益」及び「決算短信等において公表した当初の連結経常利益予想」の一方又は両方が0又は損失の場合、支給係数は0とする。

【ポイント単価】

・ポイント単価は、ポイント基本単価 (1万円) に単価調整係数を乗じて決定するものとする。

予想業績の 増減率	50%以下	50%超 70%以下	70%超 90%以下	90%超
単価調整係数	5	6	8	10

(注) 予想業績の増減率 = 決算短信等において公表した当初の連結経常利益予想 ÷ 対象事業年度の前事業年度における連結経常利益

「対象事業年度の前事業年度における連結経常利益」が0又は損失の場合、単価調整係数は10とする。

<支給基準>

- ・対象事業年度の連結経常利益の実績が10億円を下回る場合は、業績連動報酬は支給しない。
- ・職務執行期間の中途において役位に変更があった場合（代表取締役の就退任を含む）、当該取締役の「役位別ポイント」（代表取締役については代表取締役ポイントを加算。以下同じ）は、以下の a. の算式により算出されるポイント及び b. の算式により算出されるポイントの合計ポイントとする。

a. 変更前の役位である期間に応じたポイント

変更前の役位別ポイント×（変更前の役位の在任月数÷職務執行期間の月数）

b. 変更後の役位である期間に応じたポイント

変更後の役位別ポイント×（変更後の役位の在任月数÷職務執行期間の月数）

（注）1. a. b. ともに算出されたポイントは、小数点以下第1位を四捨五入する。

2. 役位の変更があった月は、変更後の役位を適用する。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

取締役 林和久氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、事業報告17ページから18ページに記載のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はやし 林 かずひさ 和久	平成25年6月 当社取締役 平成26年5月 当社常務取締役 令和4年4月 当社取締役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間

